

逗子市立逗子小学校太陽光発電設備等導入事業（PPA 方式）

質疑項目及び回答

質疑 番号	書類名	質疑項目	回 答
1	実施要領	法人の業務実績として、「同種業務または類似業務に係る業務の契約を締結し完了した実績があること。」とされており、「類似業務」とは「施設の屋上、屋根等における～」とされている。 野立てによる太陽光発電設備等設置工事であっても該当するか。	野立てによる太陽光発電設備等設置工事も、類似業務に該当します。
2	実施要領	「類似業務」について、「施設の屋上、屋根等における太陽光発電設備等設置工事の請負または発電事業」とされているが、「発電事業」には、自社施設の屋根に太陽光発電設備等を設置し、自家消費しているものは該当するか。	電気事業法に定める「発電事業」に該当するか否かでご判断ください。
3	実施要領	設備設置仕様について、「設置については既存ブロックを用いた工法を原則とし、検討すること。」および仕様書には「太陽光発電設備が設置可能な場所は、市が指定する導入施設の屋上の2箇所とする。」とされているが、より多くの発電容量を確保するために、逗子小学校のその他の屋上スペース、逗子文化プラザホールや市民交流センターの屋上スペースへの設置を検討することは可能か。	市が指定する導入施設の屋上の2箇所以外への設置については、逗子小学校のその他屋上スペースのみとし、逗子文化プラザホール、市民交流センターへの設置は認めません。 ただし、逗子小学校のその他屋上スペース内でも設置できないスペースも存在するため、事前に市へ確認してください。
4	実施要領	提案見積書及び見積内訳書は、電力供給契約単価算定のために必要となる設計費や工事費と考えて良いか。	仕様書2（3）カのとおりです。

5	仕様書	設備容量検討について、非常用コンセント盤等の設置場所は小学校内（体育館等）と考えて良いか。また、商用停電時に非常用コンセント盤からまかなう負荷容量（≡蓄電池に最低限蓄電しておくべき容量）の想定はあるか。	避難所として利用することが想定される体育館や屋上を想定しています。なお、設置場所については、事前に市へ確認してください。 また、非常用コンセント盤からまかなう負荷容量の想定はございません。
6	仕様書	設備の設置において、事業期間中の防水工事の予定が確定していれば教えていただけるか。	事業期間中の防水工事が見込まれるものの、時期については未定です。
7	仕様書	維持管理について、「施設とは別に、電気主任技術者が必要な場合は、用意する」とされているが、本事業で設置する太陽光発電設備の保安監督は、原則、既設施設の電気主任技術者の所掌とし、PPA 事業者は、太陽光発電設備用の電気主任技術者の選任及び保安規程の届出は原則しないものと考えて良いか（産業保安監督部との協議にもよると考えられるが）	電気主任技術者の選任及び保安規程の届出は本市で行いますが、事業者において資料を作成いただくことを想定しています。 また、維持管理等に関して、事業者決定後に施設の電気主任技術者と協議いただく予定です。
8	仕様書	検討にあたり、以下の資料や情報を提供いただけるか。 ・ 逗子小学校、逗子文化プラザホール、市民交流センターに係る図面関連（外構図、矩計図、外部仕上表、耐震補強設計報告書、耐震診断報告書、屋上防水改修等の建築関連図面、） ・ 構造計算書（耐荷重検討のため） ・ 対象施設の 30 分デマンド値 ・ 電気料金明細等（契約電力やお客様情報確認のため） ・ 事業期間中における対象施設の解体、統廃合計画等の有無。 ・ 景観条例や地域特性上、配慮すべき事項（各種設備の色調等） ・ 撤去済み太陽光発電設備の新築工事や撤去工事の図面（基礎の仕様や耐荷重確認のため）	参加資格審査結果決定通知送付後、必要に応じて提供可能なものに限り提供いたします。

9	実施要領	実施要領において、参加申込書以外の資料については8部提出とされているが、「参加資格がある旨の誓約書」及び「納税証明」は本紙が8部必要ということか。または、本紙は1部、他はコピーでも問題ないか。	「参加資格がある旨の誓約書」については、本紙8部ご用意ください。「納税証明」については、本紙1部その他はコピーで問題ありません。
10	実施要領	提案書の作成様式について Word、PowerPoint や縦書き、横書き等の指定はあるか。	特に指定はございません。
11	仕様書	太陽光発電の運用にあたり、弊社と貴市の責任の範囲について下記の考えが前提となりますが、よろしいでしょうか。 なお、弊社が受託候補事業者となった場合、契約書に下記内容を追記したく協議は可能でしょうか。 ◆内容 ・（１）太陽光発電設備及び施工までの範囲：弊社 ・上記、（１）以外の範囲（建物・キュービクルの管理等）：貴市	責任の範囲については、（１）太陽光発電設備及び施工までの範囲に加え、設備設置後の維持管理も受託者の責任において、実施していただく予定です。 また、契約書の記載事項については別途協議することは可能です。
12	仕様書	太陽光の加重計算を踏まえた構造計算書の作成について設計事務所は、太陽光設置予定の建物を設計した設計事務所が一番適しています。貴市側より設計事務所をご紹介いただくことは可能でしょうか。なお、弊社側で設計事務所に委託し、太陽光発電の荷重に関する構造計算書を作成する場合は、その委託費用をPPA単価に含める認識でよろしいでしょうか。	参加申込書を提出された事業者より希望があれば、施工業者をお伝えすることは可能です。 なお、構造計算書の作成を業務委託する場合、その委託費用をPPA単価に含めて問題ありません。

13	仕様書	構造計算の調査報告書について 貴市から貸与いただいた資料を根拠に設計事務所が構造計算し太陽光発電の設置に関する調査報告書を見て設置可否を判断することになります。下記点についてご確認お願いできますでしょうか。 ①調査報告書は概略的なものであり、包括的に全ての構造設計過程を網羅することを意図していません。よって、調査報告書中に記述されていない指摘事項が残存する可能性があることを了承ください。 ②調査報告書は、貴市から貸与された資料に基づいて評価したものであるため、実際の建築物の一部が設計図書と異なる場合は、調査報告書に記述されていない指摘事項が残存する可能性があることを了承ください。 ③調査報告書は、災害時等の被害の程度を直接評価するものではないことを了承いただきたく存じます。 ④太陽光発電設置に於ける検収完了以後、調査報告書の内容の正確性、真実性等につき一切の損害につき損害賠償の請求は応じられませんのでご了承いただけますでしょうか。	①ご認識のとおり調査報告書は設置可否の判断材料となりますので、可能な限り施設状況を把握したうえで、設置可否を判断するために必要な事項を報告書として作成してください。 ②現地調査を実施するなど可能な限り施設状況を把握したうえで、報告書を作成してください。 ③ ①のとおりです。 ④太陽光発電設備に於ける検収完了後であっても、調査報告書の内容の正確性、真実性等に起因して、本仕様書内の「予想されるリスクと責任分担」の事業者負担に該当する部分で問題が発生した場合には損害賠償請求に応じていただきます。
14	仕様書	本事業終了後の原状回復工事も PPA 単価に含む認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	仕様書	契約単価の参考単価は、上限単価ではない認識でしょうか。	お見込みのとおりです。

16	仕様書	仕様書 4 (1) イ及び仕様書 6 カについて 事業期間中に防水工事が見込まれるとありますが、防水工事の時期は決まっていますでしょうか。防水工事がおわったあとに太陽光発電設備を設置されたほうが良いと考えます。 どうしても防水工事期間中や、改修工事期間の一次撤去や再工事の場合は市の起因によるもののため、貴市の費用負担でお願いできないでしょうか。	防水工事の時期については未定ですが、設備設置後となる見込みです。 また、撤去等の費用負担について、どのような事由であっても、1 回目の費用は事業者負担となります。
17	仕様書	仕様書 4 (2) エについて 近隣や施設の無線ラジオやラジオ受信等に支障がないよう措置を講じるとありますが具体的にはどのような措置を想定していますでしょうか。	太陽光発電システムからの不要電波の発射による無線通信への妨害が多発していることから、国際規格である CISPR 11 第 6.2 版以降の基準に適合したパワコンなど機器の選定を適切に行っていただくことを想定しています。
18	仕様書	仕様書 6 イについて、施設とは別に電気主任技術者が必要な場合とはどのような場面を想定でしょうか。	現時点では具体的な想定はございませんが、太陽光発電設備の維持管理等に必要な場合には用意してください。なお、維持管理等に関して、事業者決定後に施設の電気主任技術者と協議いただく予定です。
19	仕様書	仕様書 6 カの設備の移設費用について 1 回目は事業者負担とございますがどのような際に移設が発生しますでしょうか。	移設が発生する可能性としては、防水工事が考えられますが、既存ブロックを用いた設置工法であれば移設は原則不要と考えております。 現時点でその他の想定はございません。
20	実施要領	実施要領 5 (2) イに記載の主任技術者は電気主任技術者でなくとも良い認識でしょうか。	お見込みのとおりです。

21	仕様書	仕様書 7 アの地震保険について 地震保険の付保、不付保に関しては協議可能でしょうか。場所によっては保険会社が不付保とする場合もありますし、保険料率が高く設定されているため、付保すると PPA 契約単価が上昇となる可能性が高くなります。	原則として、地震保険付保は必須としますが、保険会社が不付保とする場合など特段の理由がある場合には別途協議させていただきます。
22	実施要領	補助金について 万一の場合の想定となりますが、受注者にて補助金受給した場合においても、受注者の責めに帰すべき事由「以外」を原因としまして、交付団体が定める補助金の返還事由に該当し、受注者が受領した補助金の全額又は一部および加算金の支払請求を受け、受有者がその支払いを余儀なくされた場合には、当該原因が受注者の原因以外となります場合には、貴市のご負担をお願い出来ますでしょうか。	原則として、受注者において対応いただくことを想定しておりますが、返還事由によっては別途協議させていただきます。
23	仕様書	リスク分担表の「設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更」について 負担者が事業者となっていますが、法令・条例の変更についてはどのようなことが想定されるのか不明確なため、それに伴うコストの増加は提案時点で積算できるものではないことから、別途協議事項とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	法令、条例等変更による負担者は事業者としております。なお、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と事業者において協議し決定することとします。

24	仕様書	リスク分担表の第三者賠償について 太陽光発電設備等に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による負担についてですが、費用を想定出来るものでは無い為、本工事が起因となるかの調査についての費用負担については原因が特定出来ない、もしくは別の起因によることが判明した場合は、調査費及びそれにかかわった費用は市の負担として頂ける認識でよろしいでしょうか	原則として、受注者において対応いただくことを想定しております。なお、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と事業者において協議し決定することとします。
25	実施要領	実施要領 8（2）ウ（コ）二酸化炭素削減量の算出にあたり逗子小学校に電気を供給している小売電気事業者の二酸化炭素排出係数をご教示いただけますでしょうか。	二酸化炭素排出係数：0.001013t-CO2/kWh
26	その他	PPA 契約書の書式について 貴市と締結する PPA 契約書を開示いただけますでしょうか。 PPA 契約書がない場合、PPA 契約書は PPA 事業者所定の書式でよろしいでしょうか。	PPA 契約書については、未作成のため、開示はできません。 また、契約書の書式については、別途協議させていただきます。
27	その他	過去設置済みの太陽光パネルは完全に撤去されている認識でしょうか。 また撤去された理由をご教示いただくことは可能でしょうか。	太陽光パネル自体は撤去しております。 撤去理由は、パワーコンディショナーの故障によるものです。
28	実施要領	プレゼンでモニター1 台は事務局でご用意かと存じますが、接続ケーブルのご用意はございますでしょうか。	HDMI ケーブルの貸し出しも可能です。